

## 基本設計業務委託特記仕様書（案）

### 業務概要

1. 業務名称 世田谷区本庁舎等整備基本設計業務委託
2. 計画施設概要
  - (1) 施設名称 世田谷区本庁舎、区民会館 等（以下「本庁舎等」という）
  - (2) 敷地の場所 東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号
3. 履行期間 契約締結日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日（予定）
4. 設計と条件  
「世田谷区本庁舎等整備基本構想」による。
5. 業務履行体制  
受託者は、プロポーザルの技術提案書に提案された履行体制により当該業務を履行する。

### 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」を準用する。

#### 1. 基本設計の業務

##### (1) 一般業務

業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示」という）別添一第 1 項に掲げるものとする。

##### ・基本設計図の作成

構成は別表 1「基本設計図書の構成」を標準とし、その詳細は業務着手時に区担当者と協議する。

##### (2) 追加業務（ の項目を実施すること）

次に掲げるものを内容とする基本設計方針説明書の作成

##### ・基本設計方針（下記の設計概要をとりまとめた総合的な方針）

##### ・建築の設計概要

オフィスレイアウト計画、外構計画（ランドスケープデザインを含む）、安全計画、交通計画、サイン計画、防火区画計画、避難経路計画、災害時機能計画（災害時機能図を含む）、環境配慮計画、解体計画、多目的ホール計画（舞台機構計画、音響計画を含む）等

##### ・建物等の仕様概要

##### ・法令上の課題概要

##### ・構造の設計概要（構造種別、免震工法、基礎工法等を含む）

##### ・設備の設計概要、

仕様概要、系統図、システム比較、プロット図及び各種技術資料、既存主要機器の劣化状況調査等

- ・設計経過説明書
- ・工事費概算書（基本設計VE検討用資料としても活用する）
- ・工程計画の概要（仮設庁舎等の計画を含む）  
既存建物等を活用する場合には、下記の2項目を作成する
- ・既存建物活用設計概要
- ・建物等の耐震及び長寿命化設計概要

透視図の作成

外観：\*面 サイズ：A3（周囲の街区等の景観を含む。目線高さ、鳥瞰）

内観：\*面 サイズ：A3（特徴的な空間の名称を記載）

\*の面数は提案内容（配置形態や分棟等）により確定する。

EMS及び環境配慮チェックシート【設計】の方針等の作成

LCC、LCM計画の方針等の作成

環境アセスメントに関わる調査及び資料作成

リサイクル計画書の作成

土壌汚染対策法、環境確保条例に基づく調査・申請

電波障害予測調査

国庫補助事業申請に関わる資料作成の補助・協力

説明会等に用いる説明資料等の作成及び運営

シンポジウムなどでの資料作成、説明・運営、及びその他区民参加に関する業務

ユニバーサルデザインアドバイザーを交えた検討会への参加、必要な図面の提供

アスベスト・PCB調査及び分析調査計画の作成（別紙1「アスベスト・PCB調査業務仕様書」による）

設計VEへの協力業務（別紙2「設計VE協力業務仕様書」による）

地盤調査業務委託（別紙3「地盤調査業務仕様書」による）

樹木診断委託（別紙4「樹木診断仕様書」による）

敷地測量業務委託（別紙5「敷地測量業務委託仕様書」による）

土質試験報告書（建設発生土分析調査。土質試験は1箇所、調査項目は建設発生土分析調査に基づき、搬出先は未定だが、東京都建設土再利用センターの調査試験方法を参照とする。）

その他区担当者が指示した資料等の作成及び協力

既存建物等を活用する場合には、その部分についての下記の3項目を追加業務とする。

- ・建物等現状図面作成
- ・既存建物等の耐震診断及び老朽度調査
- ・既存建物等の法的課題等の調査及び検討

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

業務は、提示された設計と条件及び「追加業務」を踏まえて行う。

業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督員と協議するものとする。

### (2) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

監督員又は管理技術者が必要と認めたとき

その他( )

### (3) 適用基準類

関係法令のほか、監督員の指示による。(最新版を適用)

### (4) 参考資料

業務の実施に当たり、参考とする資料は次のものとする。

( )

( )

## 3. 秘密の保持

受託者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに区から提供を受けた関係資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。

## 4. 業務の処理

(1) 受託者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。

(2) 受託者は、設計業務の着手時に区担当者の指示を受け、施設の整備目的・設計条件・仕様書及び適用基準等・設計対象概算工事費・設計業務の内容・意匠、構造、電気設備及び機械設備等の各業務の区分、その他区担当者の指示する事項についてその内容を十分に把握しなければならない。

(3) 受託者は、業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成しなければならない。

(4) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、区担当者とは密接かつ十分に連絡・打合せを行い、設計業務の方針、条件等の疑義を正し、業務の目的を達成しなければならない。

(5) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに区担当者に中間報告をし、かつ打合せ議事録に記録しなければならない。

(6) 区は、業務に必要な書類を受託者に貸与する。

(7) 設計図書は、区担当者との協議の上、工事種別ごとに取りまとめ作成しなければならない。

(8) 受託者は、区担当者の指示する予定工事費内で設計しなければならない。

(9) 受託者は、設計業務の実施に当たり、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分検討し、「リサイクル計画書」に取りまとめるものとする。また、対象工事で使用する資材、建設機械、工法、工事目的物については、「東京都環境物品等調達方針(公共工事、最新版)」の規定に従い、業務の趣旨や目的等を踏まえ、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。

(10) 作成する図書は、原則として電子データとする。

(11) 構造設計にあたっては、関係法令を遵守するとともに「構造設計における留意事項 世田谷区」により行うこと。

(12) 構造設計において、建築基準法第二十条第一号又は第二号に規定する建築物の設計にあたっては、設計図書に構造設計一級建築士が設計を行った旨の表示をしなければならない。もしくは構造設計一級建築士に、法適合性の確認を求めなければならない。

- (13) 設備設計において、設計図書に設備設計一級建築士が設計を行った旨の表示をしなければならない。もしくは設備設計一級建築士に、法適合性の確認を求めなければならない。
- (14) 受託者は、「現場調査チェックシート（別紙6）」に基づく調査を行わなければならない。  
機械設備：公共下水樹・敷地内最終樹の深さ（現場にてメジャーで実測）、水道の本管サイズ引き込み口径（水道局）、ガス本管及び引き込み口径（東京ガス）等の調査を報告書に記載する、その他現場調査チェックシートによる。

#### 5. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは、速やかに区担当者と協議し、その指示に従わなければならない。

#### 6. 手続書類の提出

受託者は、現場代理人を定め、各業務分野の主任技術者及び協力会社等について書面をもって届けるほか、区担当者が指示する委託に必要な手続書類を提出する。

#### 7. 設計図書の提出

受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく別表1に定める設計図書を提出しなければならない。

#### 8. 電子データで提出された設計図書の利用許諾

区は、受託者から電子データで提出された設計図書を当該設計による工事などのため、次に掲げる事項について、利用する事ができるものとする。

- (1) 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与すること。
- (2) 工事施工時に工事受注者に対し、電子データを貸与すること。
- (3) 電子データを加工し、しゅん工図を作成すること。
- (4) 維持保全業務に電子データを利用すること。

電子データの形式については監督員との協議による。

#### 9. 「業務カルテ」の登録

- (1) 受託者は、特記事項で業務カルテの登録を定められた場合は、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という）に、当該設計業務の登録手続きを行わなければならない。
- (2) 上記の登録手続きは、業務完了後10日以内に行うものとする。
- (3) 受託者は、上記の登録手続きを行う前に、PUBDISに基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、「業務カルテ受領書」の写しを（社）公共建築協会から発行されたら、速やかに監督員に提出しなければならない。

#### 【登録先】

〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱（TN）新川ビル 6F  
一般社団法人 公共建築協会 公共建築設計者情報センター

#### 10．環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 11．不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財契庶第922号）に基づき、区担当者への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

#### 12．個人情報保護の取り扱いについて

別紙7「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」による。

#### 13．著作権の取り扱いについて

著作権帰属型（建築設計業務委託契約約款A）とする。

#### 14．支払い条件

平成29年度は前払い金（30%）、残金は検査合格後、請求に基づき行う。

別表 1 (基本設計図書の構成)

設計の種類		成果図書
(1) 建築		計画説明書 (計画の背景、計画敷地条件・法的条件・設計と条件の整理など) 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図(建物・敷地) 敷地案内図 配置図 各階平面図 断面図 立面図 各種計画図 (仮設、防火区画、避難計画、セキュリティ計画、オフィスレイアウト計画、災害時機能計画、環境配慮計画、解体計画、多目的ホール計画など)
(2) 構造		構造計画説明書(構造設計方針) 構造設計概要書 基礎計画及び土質柱状図 構造図面(各階伏図、軸組図)
(3) 設備	電気設備	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 各室諸元表 各種技術資料 系統図 平面プロット図(主要機器) 既存主要機器劣化状況調査表
	給排水衛生設備	給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 インフラ現況図(公桝現場調査図、給水・ガス本管) 系統図(給水・給湯・排水・通気) 平面プロット図(主要機器) 各室諸元表 各種技術資料 既存主要機器劣化状況調査表
	空調換気設備	空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 系統図、システム比較表 平面プロット図(主要機器) 各室諸元表 各種技術資料 既存主要機器劣化状況調査表

	昇降機等	昇降機等計画説明書 昇降機等設計概要書 各種技術資料
(4)共通		基本計画図 保守管理計画 環境への配慮方針 工事工程表 イメージパース(カラー)
(5)その他		各種比較表 など

- (注) 1 構成は一般的なものであり、建築物の計画に応じ、区担当者の指示により図書を追加・省略する場合がある。
- 2 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)及び(4)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 3 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 5 構造、設備等の計画にあたっては、必要に応じて比較表等を作成の上検討を行うこと。

## アスベスト・P C B 調査業務仕様書

## 1 業務内容

- ( 1 ) 各施設の検体を現場にて必要量採取し、アスベスト・P C B の含有を分析し報告書にまとめる。
- ( 2 ) 採取場所、採取検体材、数量は区担当者と協議すること。
- ( 3 ) 採取箇所は同等品によって復旧すること。ただし、吹付材については飛散防止の処置を施し同等品の復旧は行わない。

## 2 分析方法等

## ( 1 ) アスベスト

採取した各検体についてアスベストの含有の有無を分析する。

分析は平成 1 8 年 3 月 2 5 日制定 (平成 2 6 年 3 月 2 8 日改正) J I S A 1 4 8 1 - 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」、J I S A 1 4 8 1 - 2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」、J I S A 1 4 8 1 - 3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第 3 部：アスベスト含有率の X 線回折定量分析方法」に準拠し、もしくはこれらと同等以上の精度を有する分析方法により行うこと。

## ( 2 ) P C B

採取した各検体について P C B の含有の有無を分析する。

分析は G C - E C D 法 (総 P C B 濃度測定) で行うこと。

## 3 報告書の提出

分析調査結果を以下の成果品としてまとめ、区担当者に提出すること。

- ( 1 ) アスベスト含有分析結果報告書 ( A 4 版 ) . . . 2 部
- ( 2 ) P C B 含有分析結果報告書 ( A 4 版 ) . . . 2 部

## 4 その他

- ( 1 ) アスベスト含有調査にあたっては、諸法令のほか「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(東京都環境局)を遵守すること。
- ( 2 ) 区民・職員等への健康被害等を考慮し作業計画を立てる。
- ( 3 ) 庁舎運営に配慮する必要があるため、採取日時については事前に協議すること。
- ( 4 ) 採取部を除き、庁舎物品ならびに施設に破損等を生じさせた場合には、受託者の負担において原状回復すること。
- ( 5 ) 分析後、検体は適法に処分すること。
- ( 6 ) 作業にあたっては、近隣住民並びに区民、職員等への安全確保に留意すること。
- ( 7 ) 庁舎内への立ち入りにおいては、社名がわかるよう腕章等を着用すること。
- ( 8 ) 作業に関する機材等は受託者の負担とする。
- ( 9 ) 車両を庁舎に搬入する際は、安全確保に努めること。
- ( 1 0 ) 本仕様書に定めがない事項、作業に当たり不明な点は、事前に区担当者と協議すること。



## 基本設計 V E 協力業務仕様書

## 業務内容

受託者は、当該設計業務において委託者が基本設計 V E を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

## 1 基本設計 V E 協力業務の概要

- (1) 基本設計 V E は、仮称「世田谷区 V E 委員会」が実施するものとする。
- (2) 基本設計 V E 実施の時期  
当該委託業務の後半段階とする。  
実施の詳細なスケジュール及び基本設計 V E 実施期間は、監督員が別途通知する。

## 2 基本設計 V E への協力

- (1) 受託者は、基本設計 V E 作業開始前までに基本設計を完了させ、以下の書類を提出するものとする。  
基本設計図書 ( A 3 クリップ留め )  
工事概算書  
その他監督員が指示する資料  
提出部数は、監督員の指示による。
- (2) 基本設計 V E 委員会における設計概要説明の際、受託者は監督員の求めに応じて基本設計 V E 委員会に出席し、説明の補助をするものとする。

## 3 V E 提案事項の取扱い

- (1) 受託者は、監督員が V E 提案された項目の採否の検討をするに当たり、監督員の指示により、技術的検討および設計数量の算出を行い、その結果を報告するものとする。  
(書式は所定の様式による)
- (2) 受託者は、監督員が (ア) の結果に基づき設計の変更を指示した場合は、必要な変更を行うものとする。
- (3) 「 1 0 設計図書の提出」に定める成果物への、(ア) の結果の反映は行わない。

## 地盤調査業務仕様書

## 1 業務内容

## (1) ボーリング及び標準貫入試験

本数 10 本

(想定深度 GL - 15 m)

想定深度は砂礫又は固結シルト層等で N 値 50 を層厚 5 m 以上確認すること。

孔内水位測定 (地下水位測定 柱状図に明記 6 箇所)

その他、建物計画上必要となる調査を行う。

## (2) サンプルング

ボーリング孔より粘土層において 1 箇所乱さない試料を採取する。(位置は区担当者の指示による)

## (3) 孔内水平載荷試験

ボーリング孔を使用し 2 箇所行う。同一孔内 GL - 4 m、8 m 付近

(位置は区担当者との協議による)

## (4) 弾性波速度検層

## (5) 常時微動測定

## (6) 土質試験

物理試験・化学試験 各 1

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の粒度試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験  
及び土の湿潤密度試験

力学試験 各 1

一軸圧縮試験

三軸圧縮試験

振動三軸圧縮試験

## (7) 調査結果の整理及び考察

「建築構造設計指針」(東京都建築士事務所協会)も参照すること。特に各種基礎工法の妥当性と許容支持力について考察すること。

## 2 提出書類等

## (1) 着手時

計画書

A 4 版 2 部

予定表 (工程表)

A 4 版 2 部

## (2) 完了時

土質標本

ボーリング 1 本につき 1 組

調査報告書 (記録写真含む) A 4 版 (ビス留め製本) 3 部

(表紙金文字記入)

## 3 調査個所

調査個所は、監督員の指示による。

## 樹木診断業務仕様書

## 1 業務にあたっての注意点

本業務委託においては、財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」有資格者が診断調査および健全度判定等処置方法を行うこと。（受託者は、樹木医証明書を提出すること）

## 2 業務内容

## (1) 外観診断

外観診断は、目視と簡易な道具によって樹木の健康状態を以下のような方法で診断する。

木槌等で幹を叩く。

可能な範囲で、シャベルや鋼棒等で根元を掘って、材の状況を確認する。

大枝や幹の分岐部の状況を確認するにあたっては必要に応じて梯子を使用する。

外観診断の結果、倒木や枝折れ等、危険の除去が至急必要と判断される場合は、すみやかに区に報告すること。

## (2) 写真撮影

診断対象樹木の毎木全景写真

異常個所の局所写真

## (3) 考察

以上診断を踏まえ、以下の点で考察を行う。

現状の位置で残存させた時に生育できるか否かの考察

移植の可否についての考察（移植する場合の時期・費用の計上、維持管理等の提案を含む）

## (4) 報告書（成果品）の作成・提出

以上（1）～（3）の結果を以下の成果品としてまとめ、担当者に提出すること。

報告書（A4判）・・・ 1部

樹木診断カルテ・・・ 1式

## (5) 健全度C（不健全）の取り扱いについて

健全度C：植え替え時期を考慮した処理計画を提出すること。

## 3 その他

(1) 東京都建設局の「街路樹診断マニュアル」（最新版）に準じて行なうこと。

(2) 作業にあたっては、作業員の身分がわかるよう表示等を行い作業にあたること。

(3) 履行にあたっては、事前に区担当者（関係所管を含む）と日程及び作業内容等の打合せをし、安全や騒音に十分な配慮を行い、庁舎運営に支障が無いようにすること。

(4) 受託者が、業務遂行中に被った損害について、区は責任を負わない。

(5) 受託者の故意又は過失により、区が被った損害については、受託者の負担で、原状回復すること。

(6) 不明な点については、区担当者との協議の上、実施すること。

(7) その他上記以外に疑義が生じた場合には、その都度誠意をもって協議する。

## 敷地測量業務委託仕様書

## 1 業務内容

測量の範囲は、計画敷地、敷地周囲道路の反対側の境界線、隣地は の境界線より 5 m の範囲とし、次の調査を行う。

- (1) 4 級基準点測量：公共基準点を使用した 4 級基準点測量を行う。仮ベンチマークに鋳や目印等を入れること。また、基準点網図を作成する。
- (2) 現況測量
- (3) 高低測量：次の方法及び内容により高低測量を行う。  
5 m 方眼とし、地形変化点を示す。  
既存建物、施設の設置部の高低測量をする。  
周辺道路の左、中央、右 5 m 間隔で高低測量をする。  
民地境界の内と外の高低測量をする。
- (4) 真北測量：世田谷区公共基準点を使用する。磁北についても調査する。
- (5) 法務局資料調査：公図、地積測量図、登記事項等を調査する。
- (6) 境界等確認資料調査：道路等公有地境界、民地境界点を調査し、現況図、境界確定図及び地積測量図の重ね図を作成する。また、資料及び図面を収集し、整理する。
- (7) 境界点測量：関係者から境界確定の資料を借用し、境界確定点を確認すること。
- (8) 面積測量：敷地求積図、接道道路後退部の求積図を作成する。（都市計画道路後退を含む）
- (9) 樹木調査：調査対象地内に生育する樹木の位置を測り、一連の番号を付した「樹木見取図」を作成する。調査対象敷地内に生育する樹木に、樹木番号、樹木名、本数、樹高、幹径、枝張り、面積を調査して、「樹木一覧表」を作成する。また、「樹木一覧表」については、エクセル形式データでも作成する。
- (10) 施設物調査：既存設備(工作物、花壇、通路、記念碑、柵、マンホール、電柱等)の位置と形状を計測調査する。

## 2 作業における注意事項

- (1) 受託者は、計画敷地内に立ち入る際は、事前に監督員と工程調整のうえ、区の許可を得るとともに、立ち入り時の状況報告書を作成し、速やかに提出すること。  
なお、調査に際して敷地を乱した場合は、受託者の負担により現状復旧を行うこと。
- (2) 受託者は、業務の詳細について、区担当者の指示に従い、かつ十分な打合せをして、必要な調査を行い、資料を作成すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、区担当者に中間報告を行うこと。
- (4) 東京都建設局の「測量委託標準仕様書」（最新版）により行うこと。

## 3 提出書類等

## (1) 着手時

調査計画書  
工程表

## (2) 完了時

基準点網図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2 部  
成果表：2 部  
現況測量図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2 部  
高低測量図 : A - 1 ・ A - 3 2 部  
真北測量成果表：2 部

公図写し(登記事項記入) 1 / 6 0 0 : A - 1 ・ A - 3 2部  
地積測量図、登記所資料写し : 2部  
現況図、境界確定図及び地積測量図の重ね図 : A - 1 ・ A - 3 2部  
境界確定資料及び図面の写し : 2部  
区道の後退図 : 2部  
地積測量図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2部  
面積求積図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2部  
樹木位置見取図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2部  
樹木一覧表 : A - 3 2部  
施設物図 1 / 2 5 0 : A - 1 ・ A - 3 2部  
上記の各図面 ( C A Dデータ及び P D Fデータ ) 等を入れた C D - R等の電子  
データ一式 1部  
\* 図面は C A Dデータ ( A u t o - C A D で正確に読み取り可能な形式 ) とする。  
\* 各図面の縮尺は上記を標準とするが、詳細については区担当者と協議すること。

## 現場調査チェックシート

- 1 資材・機材の搬出入路及び使用車両規模の調査  
道路幅・障害物 交通規制 交通誘導員の必要性  
道路養生の必要性 敷地出入り口幅・高さ 電線(高圧線)養生の必要性
- 2 近隣状況の調査  
近隣家屋種別 家屋位置・形状 家屋劣化状況  
敷地境界の状況 防音、防塵、防臭対策の必要性  
近隣井戸の有無
- 3 現場敷地状況の調査  
仮囲いの必要性 通路養生の必要性 資材置場・駐車場・現場事務所等が設置可能か  
工事障害物 既存樹木の調査及びその移植、伐採 測量図の確認  
地下水位の確認
- 4 既存建物の調査  
既存図面との照合 改修位置・範囲 仮設の必要性  
既存建物の建築基準法不適合部分の有無 既存遡及の必要性
- 5 その他プロポーザル提案により必要となる調査等  
その他、監督員の指示による

以上1～5を調査の上、報告書を作成し区担当者に提出すること。報告書には、次の内容を明記し、必要資料、写真を添付すること。

- (1) 住宅地図に資材・機材の搬出入ルートを示す(道路養生、電柱・ガードレール等の一時移設の必要がある場合、周辺井戸等への配慮が必要な場合は位置を明示する)
- (2) 仮設工事の内容、安全管理への配慮
- (3) 工事車両の規模が大型か小型か
- (4) 各種工事の工法選定における条件
- (5) 敷地内及び敷地外障害物への対処方法
- (6) 改修工事の場合には、工事範囲の妥当性
- (7) その他、特殊事情等

## 個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項

## (秘密保持義務)

- 1 乙はこの契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

## (再委託の禁止)

- 2 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

## (目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

## (返還)

- 4 乙は、契約を終了したとき、又は甲が個人情報の提出を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

## (複写及び複製の禁止)

- 5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。  
甲の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

## (授受及び保管)

- 6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

## (立入検査及び調査)

- 7 甲は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、乙に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

## (事故の報告)

- 8 乙は、事故が生じたときには直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。